

～ 国際研修 ～

第8回ラオス法整備支援研修の概要

国際協力部教官 三 澤 あずみ

法務総合研究所国際協力部では、名古屋大学と協力し、2003年11月10日から12月5日までの間、国際協力部と名古屋大学において第8回ラオス法整備支援研修を行った。今回は、「海外投資と債権担保」をテーマとし、ラオス司法関係者に加え、国会議員、国立銀行職員、財務省職員及び大学講師といった多彩な分野からの研修員16名が参加した。

ラオスにおいては、2003年度の議会において憲法が改正され、投資家の財産権の保障が明記されるとともに、国家が国内外の資本による経済活動を奨励することにつき詳細な規定が置かれ、以前にも増して市場経済化を指向することが明確になった。また、司法制度に関しても、下級裁判所の司法行政権が司法省から最高人民裁判所に委譲されたほか、新たに控訴裁判所が設けられ、二審制から三審制へ移行するなど、大幅な改革がなされた。この憲法改正に伴い、今後、多数の法律の制定又は改正が予定されている。

しかしながら、ラオスの司法制度を概観すると、市場経済の基礎である民商事法の規定の不十分さ、効果的な民事執行制度の欠如、煩雑な会社設立手続等、市場経済化の障害ともいえるべき問題点が存在することも事実である。また、法体系の整合性に配慮せずに各種法令が制定された結果、上位法規と下位法規とに矛盾を生じているとの指摘があるほか、法規の公布や普及が不完全であり、地方では、裁判官ですら最新法令を確認することができないといった問題を生じている。

そこで、国際協力部が担当した本研修前半では、投資の促進というラオス側の関心事にこたえつつ、ラオス司法制度の問題点の解決にとっても有意義な研修とすべく、日本の民事執行制度や登記制度の概要、会社法といった基本法制に関する講義に加え、国際取引法や国際的合弁企業設立の実務に関する講義等をプログラムに組み込んだ。また、名古屋大学が担当した研修後半では、企業税制や破産法制等、企業活動の促進に不可欠な制度についての講義が行われ、企業による海外進出戦略等の実践的な事例も紹介された。

研修員は、どの講義や見学においても高い意欲と関心を示し、講師を質問攻めにすることもしばしばであった。ラオスの国民性として物静かな態度が挙げられるものであるが、本研修に関する限り、研修員は、積極的に講義に参加し、講師との活発な議論を展開していたといえよう。研修の最終日に行われた評価会では、「日本とラオスの法制度を比較することによ

り、現在のラオス法制度に欠けているものが理解できた。ここで得た知識をラオス法整備に活かしたい。」「自分が関与している経済法の整備に、本研修で得た知識を活かしたい。」など、本研修を高く評価する意見が多く、研修の目的は達せられたと言える。

さらに本研修の特筆すべき点として、研修員の半数を女性が占めたことが挙げられる。これは、司法分野において積極的に女性を活用しようとのラオス側の意向を反映したものであり、参加した女性研修員からは、来年度以降も多数の女性が参加できることを望む声が上がっていた。

本稿では、研修期間中に行われた研修員による公開発表会の内容を紹介する。発表会では、国会議員であり国会常務委員会委員であるトンサー・パンヤーシット氏が「ラオス人民民主主義共和国憲法に関する報告——2003年の改正と将来の展望——」との演題で、司法省法律普及局長であるサイキット・ヴィシーソンバット氏が「ラオスにおける外国投資家の会社手続に関する諸問題と裁判外経済紛争処理制度」との演題でそれぞれラオスの現状と彼ら自身の問題意識について発表した。いずれもラオスの法制度について最新の情報を含むのであり、貴重な発表であった。



(カントリーレポート発表会)

第8回ラオス法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
11 / 10	月	オリエンテーション 国際協力部 教官全員	講話「市場経済発展に資する民商事法の在り方」 神戸大学名誉教授 弁護士 河本 一郎	
11 / 11	火	講義「各国民事法における取引安全保護制度」 慶應義塾大学法学部 教授 松尾 弘		
11 / 12	水	講義「国際取引と法」 神戸大学大学院法学研究科 教授 中野 俊一郎		
11 / 13	木	講義「日本の民事執行制度」 大阪地方裁判所 判事補 宮崎 謙		
11 / 14	金	大津地方裁判所見学		
11 / 15	土	休み		
11 / 16	日	休み		
11 / 17	月	講義「会社の形態と設立手続」 神戸大学大学院法学研究科 教授 行澤 一人		
11 / 18	火	講義「会社の形態と設立手続」 神戸大学大学院法学研究科 教授 行澤 一人	13:30～ 写真撮影	カントリーレポート 国際協力部 教官全員
11 / 19	水	講義「日本の登記制度」 法務総合研究所国際協力部 教官 黒川 裕正		
11 / 20	木	講義「合弁企業設立の実務」 弁護士 小原 正敏		
11 / 21	金	質疑応答	神戸地方法務局見学	

第8回ラオス法整備支援研修員名簿

1	トンサー パンヤーシット
	Mr.Thongsa PANGNASITH
	国会常務委員会委員（国会議員）
2	ポーンケーオ トンボラチット
	Mr.Phonekeo TOLVOLACHIT
	国会経済金融局法律専門官
3	ウボン インタチンダー
	Mr.Oubonh INTHACHINDA
	最高裁判所民事課長
4	ソンプーン ドゥアンターヴァン
	Ms.Somboun DOUANGTAVANH
	最高裁判所書記官課課長
5	サイキット ヴィシーソンバット
	Ms.Saykhit VISISOMBAT
	司法省法律普及局係長
6	ラッサミー シーサムット
	Ms.Latsamy SYSAMOUTH
	司法省司法研修所法律専門官
7	パッタナー
	Ms.Patthana
	司法省民事執行局法律専門官
8	ブッダヴァン ルアンアマート
	Mr.Phoutdavanh LUANGAMATH
	司法省司法制度管理局法律専門官
9	ヴィライシン デーンハンサー
	Ms.Vilaysinh DAINHANSA
	最高人民検察院捜査官
10	カムラ スワット
	Ms.Khamla SOUVATH
	最高人民検察院捜査官
11	タノムチット コートブートーン
	Ms.Thanomchith KHOTPHOUTHONE
	ビエンチャン都検察院捜査官
12	レンサック ブンタラート
	Mr.Lengsack BOUNTHALATH
	ラオス国立大学法政治学部助手
13	トンカム ローヤン
	Mr.Thongkham LORYANG
	ラオス国立大学法政治学部助手
14	サイルーサー プーヤヴォン
	Mr.Xayleuxa PHOUYAVONG
	ラオス国立銀行法律専門官
15	ブンミー ポンヨーター
	Mr.Bounmy PHONGNOTHA
	首相府法制課長
16	ヴォンマラー シーサワット
	Ms.Vongmala SISAVAT
	財務省税務局法制課法律専門官

研修監理員：小山峯子，チャンタソン・インタヴォン

主任教官：三澤あずみ（工藤恭裕） 事務担当：田中正博（外尾健一）

ラオスにおける外国投資家の会社設立手続及び諸問題 並びに経済紛争和解事務所の業務

発表者：ラオス司法省 サイキット・ヴィシーソンバット

はじめに

1975年のラオス人民民主共和国（Lao PDR、ラオス）樹立以来、ラオス政府は産業の国営化と集団化を通じて、社会主義国家建設を推進してきた。1986年以降、ラオス政府は「新経済メカニズム（New Economic Mechanism）」を政策として掲げ、市場経済への転換を図る経済改革に着手した。外国直接投資と法整備の拡充は、新経済メカニズムにおける改革目標の骨子である。外国投資家のラオスへの投資を誘致し、また、経済紛争を解決するためのサービスを提供するための様々な努力を行ってきたが、多くの問題も残されている。本日は、外国投資家がラオスで会社を設立する際の手続と問題点、及び経済紛争和解事務所の業務について紹介したい。

第1部：ラオスにおける外国投資環境

1 ラオスの概要

ラオスは東南アジアの中心に位置する内陸国である。236,800平方キロの国土を持ち、中国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、タイと国境を接している。これら5国と隣接しているということは、交通の要衝となり得る可能性を秘めているということである。ラオスの地理は、メコン川流域の中央平野地域と、北部、東部及び南部の山地という、二つの地形により特徴付けられる。気候は年2回のモンスーンにより、5月から9月までの雨季、11月から2月までの乾季に分けられる。

ラオスの人口は約550万人で、年間2.8%の割合で増加している。そのうちおよそ85%が僻地に居住している。大きな街は、首都ビエンチャン、サバナケット、パクセー、ルアンパバーンである。主な宗教は仏教で、85%以上の国民が仏教徒である。

ラオスの公用語はラオ語である。ラオ語はタイ語と語彙や文法の共通点が多い。フランス語も話されるが、最近ではビジネスで使われる英語が急激に存在感を増している。

ラオスでは、義務教育は12年である。6歳から始まる6年間の初等教育、3年間の中学校教育、3年間の高等学校教育である。この10年で大学進学者も急増している。

2 経済状況

2001年までに、ラオスのGDP成長率は5.5%に達した。1980年代後半以来、政府の経済政策は中央集権的計画経済から開放的な自由な市場経済システムに急速に移行しつつある。

アジア経済危機の勃発により、通貨キップの価値が急落した結果、急激なインフレが起きた。ラオス国立銀行によれば、2000年の平均インフレ率は30%であり、2001

年の消費者物価は7.8%のインフレを示している。

1997年ラオスはアセアンに加盟し、また、世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)、国際通貨基金(IMF)の加盟国でもある。ラオスの関税率はアセアン諸国の平均値より低い。登録されている投資の60%以上が、何らかの投資を誘致するための義務減免措置を利用している。ラオスでは価格統制はないが、石油製品、電気、通信の価格設定については政府が監督をしている。輸入が輸出をいまだ上回っているものの、輸出は急速に増大している。ラオスは様々な種類のビジネスを拡大するために、海外投資をより誘致するために努力しなければならない。

3 外国からの投資状況

ラオスは近隣諸国との経済的つながりが強い。言語や文化が近似しているタイからの投資が全体の41%を占めている。2番目に大きな投資はアメリカからなされている。韓国の投資は主に自動車産業に向かい、全体の9%に達している。日本からの投資は累積で1897万9,100米ドル、全体の0.3%を占めている。

投資件数としては少ないが、投資額では電力産業が全体の53%でトップを占めている。第2番目は通信運輸事業で、全体の7%となっている。日本の投資は、主にサービス部門、工業・手工芸、農業、木材などに向けられ、投資の半分が100%外資企業、残りの半分がラオス資本との合弁の形を取っている。タイなど第3国との合弁も見られるが、このタイプはラオスでは法的に100%外資企業に分類されている。

第2部：外国人の会社設立に関する手続と最近の問題

1 投資の形態

ラオス外国投資奨励管理法第4条によれば、ラオスへの外国投資の形態には以下の2種類がある。

- (1) 100%外資企業
- (2) 合弁企業

合弁企業は、ラオスの法規に従って設立され登記され、1人以上の外国投資家と1人以上のラオス人投資家によって共同で所有され運営されている会社のことである。合弁企業に投資する海外投資家は、合計投資額の最低30%を投資しなければならない。

一方、100%外資企業は、ラオスの法規に従って設立され登記され、ラオス人投資家の参加なく、1人以上の外国投資家によって所有され運営されている会社のことである。ラオスで会社を設立する際は、新たな会社を設立するだけでなく、海外の企業の支店や駐在員事務所を設立することもできる。

2 外国人による会社設立の手続

政府はラオスにおける外国投資を促進するために、外国投資管理委員会(The Foreign Investment Management Committee; 以下、FIMC)という政府機関を設立した。ラオス外国

投資奨励管理法第4条によれば、FIMC の設立目的は海外投資家に投資ライセンスを授与する上での「ワン・ストップ・サービス」を提供することであり、投資家とすべての政府機関をつなぎ、また、関係する中央省庁や地方の担当機関の協力を支援し、活動の中心となることを意図している。FIMC の業務は既に国内外国投資部（Department of Domestic and Foreign Investment; 以下、DDFI）に引き継がれているが、外国投資奨励管理法がいまだ FIMC の名称を使用していることから、混乱を避けるために、ここでも FIMC の名称を使って手続を説明していきたい。

外国人がラオスにおいて会社を設立する場合、以下の手続を経なければならない。

(1) FIMC への投資ライセンスの申請

第1段階

投資ライセンスを求める外国投資家は、FIMC が規則で定めるところに従い、申請書と投資目的を述べる文書を含む関係書類を FIMC に提出しなければならない。

第2段階

申請書と関係書類を受領した後、FIMC はその内容を精査し、専門家の許可を取るため、20日以内に申請書を関係省庁や地方行政機関に送付しなければならない。

第3段階

関係省庁や地方行政機関の許可を取った後、FIMC は申請された計画を毎週の専門家会議（Weekly Professional Meeting; 以下 WPM）にかけ、更に当該計画に対する意見を聴取する。毎週の専門家会議は様々な省庁の専門家から構成される。この手続に約14日必要とする。

第4段階

毎週の専門家会議から許可を取った後、FIMC は首相及び副首相を含む常任委員会に申請書を提出する。最終的な判断は、その内容に関わらず20日以内になされなければならない。

第5段階

常任委員会からの許可の通知を受けてから1週間以内に、FIMC は申請者に対し投資ライセンスを発行し、経営体制、住所、出資者、人事方針等、会社法に従って必要な情報を含む会社定款を承認する。

第6段階

外国投資家は FIMC から投資ライセンスを受領した後90日以内に、事業を開始する前に以下の手続に入らなければならない。

(2) 商業省関係の登記手続

会社登記とは、事業法、国内投資法、外国投資奨励管理法に従って行われる登記である。登記は会社が法的実体性を持つものとして設立されるために非常に重要なものである。登記の前には会社は法人格を持ち得ない。事業法は第16条で、会社が合法的に成

立するためには登記が必要と定めている。事業法第8条によれば、登記に必要な最低資本金額は100万キップ以上である。

外国投資家は、会社設立登記に当たり、申請書と何種類かの書類を商業省に提出しなければならない。

1996年8月6日付け事業法に基づく会社登記に関する商業省通達第750号は、様々な機関による会社登記申請書の検討について、以下のように定めている。

第1段階

申請を受理した後、商業省の担当部署は事業の種類や方法や形式を精査し、10日以内に申請書を関係部署へ回付しなければならない。

第2段階

関係機関は、申請書を受理してから30日以内に、それを審査し正当であるかについて専門的意見を文書にして商業省の担当部署に返送する。これは、その企業が事業を運営できる能力や準備があるかどうかに関して、それぞれの関係機関がそれぞれのルールと基準、条件に基づいて申請書を裁定することを意味する。その事業を申請に基づいて承認する場合は、その関係部署は申請書に「承認」と書く。もし、その事業を承認しない場合は、関係機関は不承認の理由を文書で送付しなければならない。

第3段階

商業省の担当部署は、関係機関から文書で専門的意見を受け取った後、申請が承認されなかった場合は申請者に対し書類を返却する。申請が承認されれば、10日以内に書類は財務省税務局へ回付され、手続が進むことになる。

(3) 財務省税務局における租税登記

商業省の担当部署から承認された申請書と会社登記書を受け取った後税務局は更に内容を審査し、承認する場合は、その事業登記書と租税登記書を10日以内に申請者に返却しなければならない。1993年3月13日付け登記書類に関する首相令第52号は、設立に係る税金として、1500キップの固定部分と不動産の現物出資であればその1%、現金での出資の場合はその0.5%を支払うと定めている。もちろん、事業を開始した後、会社は租税法に基づいて毎年所得税などの税金を支払わなければならない。

会社設立と租税の登記の後、会社はその関連省庁のルールと規則に基づいて事業を運営しなければならない。実際には、これらの手続の他に以下の手続もあるが、本日は時間が十分ないので、詳細は省略する。

+ 事業印を作成する許可

+ 関連省庁からの専門的助言と生産物の国際基準との一致に関する許可

2 外国投資の管理に関する手続の迅速化と地方分権に向けた取組み

15年以上に及ぶ外国直接投資の促進と管理の経験の後、最近ラオス政府は外国投資の管理に関する手続を迅速化し、また、地方行政機関に投資促進の機会を与えることで地方

分権を実現することを決定した。

(1) 投資ライセンス発行手続の迅速化

2001年3月23日首相が署名した第46号首相令では、外国投資を以下の5つの区分に分類している。

- (a) 奨励分野における資本額100万米ドル以下のプロジェクト
- (b) 奨励分野における資本額100万米ドル超500万米ドル以下のプロジェクト
- (c) 奨励分野における資本額500万米ドル超1,000万米ドル以下のプロジェクト
- (d) 条件付き許可分野における利権要請または天然資源に関する採掘権要請を伴わない

資本額10万ドル以上のプロジェクト

- (e) 条件付き許可分野における利権要請または天然資源に関する採掘権要請を伴う資本額1,000万ドル以上のプロジェクト

この首相令によれば、(a)型の外国投資に関しては、投資ライセンスは申請から15日以内に、また、(b)型の外国投資に関しては、申請から45日以内に、それぞれ発行されなければならない。

(2) 投資ライセンス発行の地方分権化

2003年4月23日付け中央と地方における投資管理、海外協力、国内投資のための委員会の責任と権限に関する第64号首相令は、投資協力委員会（Committee for Investment and Cooperation；以下CIC）の組織を2つに分け、地方のCIC組織にある程度の権限を与えている。

(a) 中央CIC

中央CICは、計画協力委員会（Committee for Planning and Cooperation；以下CPC）の委員長によって統括される。CPCの副委員長のうち投資関係と海外協力分野を直接担当する者が、中央CICの副委員長を務める。

(b) 地方CIC

地方レベルでは、県、特別市、特区の知事が各地域でのCICの委員長を務める。県、特別市、特区の副知事のうち経済分野を直接担当する者が、地方CICの副委員長を務める。

地方CICには以下の権限が与えられる。

- 1) 地方CICは、奨励分野における資本額100万米ドル以下の外国投資プロジェクトを承認し、また、資本額100億キップ以下の国内投資に許可を与えることができる。

ビエンチャン特別市、サバナケット、チャンパサック、ルアンパバーンの各県のCICは、奨励分野における資本額200万米ドル以下の外国投資プロジェクトを承認し、また、資本額200億キップ以下の国内投資に許可を与えることがで

きる。

- 2) 上記の地方 CIC の委員長は、上記記載の投資額の投資ライセンスに署名し、また、許可証を発行することができる。地方 CIC 委員長は、それらのライセンス又は許可証のコピーは5日以内に中央 CIC に送付しなければならない。
- 3) 地方 CIC は、各行政区域での外国、国内投資プロジェクトを直接管理することができ、定期的に中央 CIC に報告しなければならない。
- 4) 地方 CIC は、各行政区域での外国、国内投資プロジェクトについて、調査し助言することができる。

(3) 会社登記の地方分権化

会社登記に関するもっとも新しい商業省通達は2002年5月13日付け第0738号であり、中央-地方レベルのそれぞれの段階での登記事務を以下のように分担している。

(a) 中央レベル (商業省)

外国投資家による登録資本金20万米ドル以上の会社
自動車と石油輸入事業、木材と木材製品の輸出事業
国営企業、中央レベルで設立された合弁会社

(b) 首都及び県レベル (特殊地理地域を含む)、首都及び県地域商業部に指定された機関

外国投資家による登録資本金20万米ドル以下の会社
農業、工業、サービス業、中央レベルで扱う以外の輸出入業
地方で設立された国営企業と合弁企業すべて

(c) 郡レベル (郡商業省事務所)

小売業、小規模飲食業、理髪業、美容業、自転車バイクサービス業、
スポーツ用品及び学習用品販売業、流通業、小規模百貨店、移動小売業

3 企業設立に関する最近の問題点

外国投資家がラオスで会社を設立する際の問題点を何点かにまとめたい。

(1) 煩雑で長期間にわたる手続

しばしば、外国投資家たちはラオスにおける会社設立には大変な外時間がかかり、非常に多くの手続があることに不満を漏らす。これは、新たに設立する会社は、投資ライセンス取得のための厳格な審査を経てもなお、商業省関係機関と財務省租税局に登記申請を行わなければならないからである。申請書と一緒に、それ以外にも、内務省での会社印の許可や、関係省庁での技術管理や国際基準との合致などに関する許可を得なければならない。幾つかの手続は重なり合っている上、それぞれの手続は複雑で、多くの時間を要する。このことは、外国投資家にとって魅力的ではない。

最近、外国投資に関する多くの国家機関が設立されたが、制度全体の構造や、それらの機関の関係が外国人にとっては分かりにくいものになっている。幾つかの機関は権限を地方に移譲する努力をしているが、彼らに移譲するのは権限の一部に過ぎず、そのことが状況をより複雑にしている。

(2) 法律と政令の不一致や法令入手の困難性

1994年に現行の事業法及び外国投資促進管理法が制定された後、投資ライセンスの取得や会社設立登記の実務に関する多くのことが政令によって変えられた。政令は、あるときは首相令であったり、ある時は関係省庁の省令や委員会の委員長決定であったりする。政令の内容の幾つかは事業法及び外国投資促進管理法と異なるものであるが、これらの法律は改正されないままになっている。

これらの政令をその発令直後に入手するのは、ラオス人にとっても非常に困難なことである。各省庁は省令を司法省に提出するよう義務づけられているにもかかわらず、司法省でさえ入手することができない。司法省は法律を普及させる役割を負っているが、政令に関しては、ラオスでどのような政令が発令されているのかを人々に周知させる手段がない。もちろん、外国人がラオスでの投資に関する最新の情報を得るのはもっと困難である。最近、幾つかの機関は投資を促進するために英語のホームページを立ち上げているが、そこに掲載されている情報は十分でなかったり、最新のものに更新されていなかったりする。

(3) 弁護士の不足

ラオスには外国投資の支援サービスを行うコンサルタント会社は何社かあるが、事業の運営を支援する弁護士の数は非常に少ない。実際に活動を行っている弁護士の数は20名前後であり、そのほとんどがビエンチャンで活動している。巨額な投資や地方での投資を考える外国投資家にとって、契約の不履行や倒産という法的トラブルに巻き込まれるリスクを考慮すると、これは非常に不便である。ラオスは、十分な弁護士の支援の下に経済事件を的確かつ迅速に処理できる良い法制度を備えない限り、これ以上の外国投資をラオスに呼び込むのは難しい。

これらのすべての問題が結果的にはラオスへの投資を魅力のないものに見せ、近隣諸国との競争に勝てない原因となっている。

また、関連して、ラオス人投資家とラオス政府にとって問題となっている点を付け加えておく。

(4) 租税徴収

ラオス人にとって、会社設立時に支払う手数料等は非常に高く、会社設立をためらったり、登記を避けたりする原因の一つになっている。

ラオス政府にとっての別の問題点は、税金徴収の確保のために会社の活動や財産や収入を監視する適切な能力が関係機関に備わっていないことである。会社の監視が困難な一つの理由は、多くの会社が、事業のライセンスなしに、製造、貿易、サービス業など多くの種類の事業を同時に営んでいることにある。私は、租税徴収という観点からは、これらの会社はそれぞれの機関から別個のライセンスを取得するべきであると考えますが、事業の促進という観点からは、このことは障害になるかもしれない。

第3部：経済紛争和解事務所（The Office for Settlement of Economic Dispute; OSE）

最後に、経済紛争の和解という面から市場経済を促進する、司法省の活動を紹介したい。

1 背景

経済紛争和解事務所の前身は経済仲裁所（Economic Arbitration Organization）であり、1989年12月28日付け経済計画財務省の組織と運営に関する経済計画財務省諮問委員会令第146号に基づいて設立された。この機関は、当事者間の契約不履行によって引き起こされた経済紛争を和解するための委員会であった。

経済仲裁所は、経済計画財務省の局と同等の機関であり、経済計画財務大臣と副大臣の直接の監督下にあった。

経済仲裁所はラオスの法律に従って職責を果たすのは無論、ベトナムや中国、香港、シンガポール、オーストラリア、アメリカ、スウェーデン、フランス、その他の諸外国の経験や、国連ルールである UNICITRAL を参考に業務を行った。

1990年から1994年にかけて、経済仲裁所はその機構と仲裁ルールの見直しを行い、1994年7月15日経済紛争の仲裁に関する首相令が発令された。この首相令によって経済仲裁所の名称が経済紛争和解事務所に変更され、その職責も、農業、工業、商業、サービス業その他の経済紛争の調停と仲裁による解決まで拡大し、管轄は司法省に移管された。1995年4月21日、経済紛争和解事務所が司法省において正式に発足した。

その業務を確実なものにし、発展させ、広報するために、経済紛争和解事務所は諮問委員会を設置した。諮問委員会は司法大臣を委員長、財務省の代表を副委員長とし、その他関連省8名の委員からなる。

経済紛争和解事務所の職務原則は、経済紛争和解に関する首相令第106号、ラオス諸法、諸外国の経験に基づいている。現在、経済紛争和解事務所の調停員、仲裁員に任命された各省庁職員は129名おり、これ以外にも経済紛争和解事務所のメンバーの応募に関心を寄せている職員は数多い。

2 機構と職責

(1) 経済紛争和解事務所の位置づけと目的

経済紛争和解事務所（以下、OSE）は、司法省管轄下の機関であり、農業、工業、商

業，サービス業，その他の分野における経済活動によって引き起こされた経済紛争の和解，国内及び海外投資の促進，多分野の商品取引経済の発展を目的としている。

(2) OSE の機構

OSE には，本部，ウドムサイ支部，ルアンパバーン支部，サバナケット支部，チャンパサック支部がある。

－ウドムサイ支部は，ウドムサイ，ポンサリー，ボケオ，ルアンナムタの各県を管轄する。

－ルアンパバーン支部は，ルアンパバーン，サヤブリーの各県とシェンホン及びホンサ特別区を管轄する。

－サバナケット支部は，サバナケットとカンムアンの各県を管轄する。

－チャンパサック支部は，チャンパサック，サラバン，セコン，アッタプーの各県を管轄する。

－ビエンチャン市及びビエンチャン，ボリカムサイ，シエンクワン，フアパンの各県は，経済紛争和解事務所本部の直管下に置かれる。

必要性があり状況が許せば，今後ビエンチャン市や他の県にも支部を置くことになるだろう。

3 OSE 本部及び支部の権限と責務

(1) OSE 本部の権限と責務

経済紛争和解事務所本部は以下の権限を持つ；

－経済紛争和解事務所本部の直轄地域におけるすべての紛争

－紛争額が 2 0 0 0 万キップを超えないが，両当事者が別々の支部の管轄下に居住している，あるいは，当事者に外国人が含まれている紛争

－紛争額が 2 0 0 0 万キップを超える紛争

－支部では和解することができない，とりわけ困難で複雑な紛争
支部が設立できない地域で起こった紛争は，本部で取り扱われる

(2) OSE 支部の権限と責務

－紛争額が 2 0 0 0 万キップを超えず，紛争両当事者が同一支部の管轄下に居住しており，当事者に外国人が含まれていない紛争

4 OSE における手続

1 9 9 4 年 7 月 1 5 日付け経済紛争の和解に関する首相令第 1 0 6 号によれば，OSE の手続の流れは以下のようなになる。

(1) 手続の開始

(a) 申立者からの申立

申立者は書面で申立てをし、申立書には、申立者及び相手方当事者の氏名、職業、住所、申立ての目的と金額、証拠及び証人、OSEに申立てを行うことの当事者双方の合意、調停と仲裁のうち希望する方法などの必要事項を記載しなければならない。申請書はOSE本部か適切な支部に送付されなければならない。

(b) 申立ての審査

申立て受理後、経済紛争和解事務所は申立ての許容性を審査し、受理から30日以内に申立人に結果を通知しなければならない。申請を棄却する場合は、経済紛争和解事務所は申請人に対し棄却理由も通知しなければならない。

(2) 調停の手続

(a) 調停員の選任

OSEが当事者双方に送付した調停員名簿を基に、両当事者の合意に従って1名又は数名の調停員が選出される。

もし、当事者の一方又は双方が調停員を選ぶことができず、あるいは定められた期間内にそれができない場合は、調停員の独立性と中立性を確保するために、OSEは人民裁判所に15日以内に調停員を選定するよう依頼する。

当事者は、任命された調停員を忌避する権利を持つ。調停員もまた、自身が当事者のどちらかと利害関係があるか紛争を生じているなど、当事者との何らかの関係がある場合には、調停を回避する権利と義務がある。

(b) 調停

調停は調停員の任命から15日以内に両当事者の出席の下で開始されなければならない。

紛争の調停中、調停員は、両当事者の相互理解と法律、契約、当事者それぞれの権利義務、あるいはビジネス実務の権利義務に基づき合意に至るための方策を見いだすよう当事者を励まし、また、実際に見いださなくてはならない。この目的を達成するために、調停員は調停のあらゆる段階で一方あるいは両当事者に対して助言を行う権限がある。

(c) 調停の合意

当事者双方が署名した調停の合意は、当事者双方において実施されなければならない。

いずれの当事者も、調停における相手方当事者の意見や提案、調停員の報告書、助言を、相手方の同意なく仲裁委員会や人民裁判所に提出することはできない。

(3) 仲裁の手続

(a) 仲裁員の選任

仲裁員の選任は、第106号首相令第22条の調停員の選任と同様に行われる。

(b) 証拠の収集

仲裁員選任後、両当事者は仲裁員に対し、根拠、書類、証拠を提出しなければならない。

紛争解決の過程で、調停員は、必要に応じて、当事者の利益を保護するために、裁判所に差押え、押収、その他の措置を請求することができる。

(c) 審理

証拠を収集した後、調停員は当事者双方が議論を進展させ、証拠を完全に提示することができるよう、審理を開く。

審理の最後に、仲裁員は仲裁判断を発表する。

紛争の裁定中、仲裁判断がなされる前に、当事者は合意によって紛争を終結させることができる。この当事者間の合意は、仲裁判断と同様の拘束力を持つ。

(d) 仲裁判断

仲裁員は、審理終了後遅くとも30日以内に仲裁判断を行わなければならない。仲裁判断の内容は、当事者双方の申立ての範囲を超えてはならない。仲裁員が複数いる場合は、多数決で仲裁判断がなされなければならない。

(e) 合意及び仲裁判断の効果

仲裁判断前の合意及び仲裁判断は、合意又は仲裁判断の写しが届いた時からそれぞれの当事者を拘束する効力を持つ。

もし、いずれかの当事者が仲裁判断前の合意及び仲裁判断に従わないときには、被害を受けた当事者は、合意又は仲裁判断の写しが届いた時から6か月以内に、県裁判所に控訴する権利を持つ。控訴を受けた裁判所は、直ちに控訴内容を検討し、合意又は仲裁判断の執行決定を命じなければならない。

(f) 裁判所の決定に対する控訴

仲裁判断前の合意及び仲裁判断に関する裁判所決定については、以下の場合を除いて、控訴することはできない。

- 第106号首相令第39条第2項に規定されているように、仲裁判断前の合意又は仲裁判断が法令に違反している場合、あるいは、裁判所決定が仲裁判断前の合意及び仲裁判断に対応していない場合
- 紛争解決の過程で当事者の利益を保護するためになされた執行や一時的措置についての裁判所の命令又は決定に対しての取消請求

ラオスでは、以下の条件の下に、外国でなされた合意や仲裁判断の執行を認めている。

— ラオスが加盟している条約の加盟国においてなされた合意や仲裁判断

— ラオスの経済紛争和解令や安全保障及び秩序に関する法律に違反しない合意や仲裁判断

5 係争件数

2001-2002年度の取扱件数に比べて、2002-2003年の取扱件数は、ラオス人同士の紛争と、ラオス人と外国人間における紛争の区分で劇的に増加している。しかし外国人同士の紛争の区分では、取扱件数は少ないままである。このことは、ラオスにおいては外国人同士の経済活動は余り多くないことを示しているのかもしれないし、あるいは、この和解制度は外国人よりもラオス人によく知られていて、ラオス人と外国人間の紛争のほとんどは外国人との経済紛争に巻き込まれたラオス人によって申し立てられたものかもしれない。

非常に残念なことではあるが、とりわけ個々の事件については、これ以上の詳しい情報をここで発表することはできない。なぜなら我々には、OSEで取り扱われた紛争当事者の秘密を守る義務があるからである。

6 長所と問題点

このOSEにおける経済紛争解決には、様々な長所がある。

第一に、裁判所よりも早く経済関係の問題を解決することができる。裁判所の手続は、場合によっては何年も掛かるのに比べ、例えば仲裁であれば申立てから18か月以内の手続を終了させなければならない。

第二に、OSEの閉鎖された部屋で秘密裏に紛争を解決することができる。多くの会社は、通常、経理状況や事業の秘密を公開したがるものではない。この和解システムの素晴らしいところはOSEの秘密厳守の態度にあり、このことがOSEの取扱件数が急速に増加していることのひとつの理由かもしれない。

反面、経済紛争解決の業務にはいくつかの困難も見られる。

ひとつの問題は、OSEは調停や仲裁に適用する明確なルールを持たないことである。例えば、調停や仲裁の過程で、約束した日に当事者が出席しない場合がある。OSEにはこの状況でどのような措置を採るべきかの明確で適切なルールがない。

将来的には、OSEはサービスの質を向上させるために、調停や仲裁の実施に関するより詳しいルール作りが必要となってくる。OSEは、調停員や仲裁員の法的知識、和解手続、仕事上のスキルなどの面から、マニュアルとより良い研修制度を用意すべきである。

私たちは、仲裁や調停に関する日本の法律制度や経験がラオスにとっても役立つと期待している。この分野での日本とラオスの情報交換がもっとできるようになればと願っている。

以上

ラオス人民民主共和国憲法に関する報告

—— 2003年の改正と将来の展望 ——

発表者：国会常務委員会委員，国会事務総長

トーンサー・パンヤーシット

I 1991年憲法制定の経緯

1 1975年後のラオスにおける社会と法制度の状況

1975年から1991年までのラオス人民民主共和国の基本的な行政は，国会決議に基づいていたといえる。1986年，新改革路線が策定されたことにより，国家行政及び社会経済管理は，法令に基づいて実施されるようになった。これは，1991年の憲法制定が大きな要因となっている。

2 憲法の制定

* 憲法制定に合意したのは誰か？

法令による国家行政及び社会経済管理という方向の変革にあたり，人民革命党は新革命路線を進めるため，第2期最高人民議会を1989年に開催させ，この議会が政治上の基盤造りの役割を担うこととなった。つまり，ラオス人民民主共和国最初の憲法制定である。第2期最高人民会議の常務委員会は，憲法草案の作成と検討を行うため，国家レベルの憲法制定委員会を設置することを決定した。この委員会は15名の委員から構成され，第2期の最高人民会議の議長であったヌハック・プムサワンが委員会議長に就任，また，憲法制定委員会は更にその仕事を補助するグループ（小委員会）を設け，以下の各グループに憲法草案の作成検討を分担させた。

－政治，経済，社会関連担当グループ

－人民の基本的権利と義務関連担当グループ

－国家機関（議会，国家主席，政府及び地方行政機関）関連担当グループ

－人民裁判所，人民検察院及び上記以外の項目担当グループ

憲法の立案は相当の期間をかけて実施された。各グループが立案した内容をまとめ，憲法草案が作られた。その後，国家憲法草案作成委員会に提出され，絶対賛成の決定を得て，ラオス人民革命党の中央政治局に報告された。その後，人民の公聴会に付され，意見を取り入れた後，40回にのぼる修正がなされた。そして第2期国会の第6回会議に提出されて審議され，1991年8月14日に採択された。この憲法は翌8月15日に国家元首令によって公布された。

* 憲法制定に当たって，どの国のものを参考にしたか？

実際，1991年憲法は1982年の第1期最高人民会議から制定の準備が始まっており，第1期最高人民会議の議長であったスパヌヴォン氏を議長とする，憲法制定委員

会も設置されていた。この委員会は所有していた様々の文献を研究し、諸国を視察、憲法立案の在り方を学んでいた。それらが以後の憲法草案作成の重要資料として使われた。よって、1991年憲法制定に当たっては、近隣や遠方の友好諸国からの国際的な経験を参考にしたとすることができる。

3 1991年憲法の性格

1991年憲法は10章80条から成っており、政治的宣言としての性格と国家の基本法としての性格とを有していた。

* 憲法の政治的宣言としての性格

理由として、憲法がラオス人民民主共和国の歴史、政治体制、社会経済、人民の権利と義務、国家権力機構の組織と作用等を定めていたことが挙げられる。ラオス人民民主共和国憲法を読んだ者は、この国の政治体制がどのようなものであるか、どの方向に国家を発展させようとしているかを直ちに理解できるであろう。

* 憲法の基本法としての性格

II 2003年の憲法改正の背景

* なぜ、憲法改正の必要があったのか？

1991年の憲法制定と施行から今日までに10年の時が経過し、国内外の状況に相当複雑な変化が見られるようになった。特にラオス国内における社会経済の各方面において大きな進歩があった。よって、法体制を改善する必要が日一日と高まった。各レベルの行政機関に対し、国家や社会経済を管理する手段として、より完全で充実した内容の法律を、より多く与える必要が生じた。これは、常に効率や能率を向上させるためである。このような要求に対応するにあたっては、新たに憲法を制定するのではなく、部分的な内容の改正が適当であった。

1 憲法改正

* だれが憲法改正に合意したか？

憲法の改定あるいは改正は、国会において決定される。そして憲法の改正には国会議員全員の3分の2以上の賛成票が必要である。

憲法改正は第4期第8回通常国会において提案され、その本会議において憲法を改正すべきことが議決された。その後、国会において継続的に審議されるとともに、国会議長のサマーン・ヴィニャケート氏を委員長とする国家憲法委員会が設置され、その作業を補助するための事務局が設置された。憲法改正のための国家レベルの委員会は、様々な国の憲法に関する文献や憲法改正に関する経験を調査した。憲法の改正に当たっては、制定と同様の手続が採られた。すなわち、改正草案が起草され、国会議員の意見を聴取した後、全国の人民から数回にわたって意見が集められた。そして、第5期第3回通常国会において審議されて採択され、ラオス人民民主共和国の国家元首によって公布され

た。

2 憲法改正の基本内容

改正憲法は前文及び11章98条からなる。旧憲法は10章80条であったので、改正憲法は1章、18条増加したことになる。

憲法改正の基本内容は以下のとおりである。

「第1章 政治体制」に関して

基本的には旧憲法のままであり、第10条と第11条のみが改定された。第10条では全国民と全機関が、憲法と法律を厳格に遵守・遂行する義務を負うことが強調され、第11条は国家の防衛と治安維持の方針に関する基本的な視点が規定されている。

「第2章 経済・社会体制」に関して

この章は、他の章と比較して最も多くの改正がなされている。本章では、すべての経済部門、生産、事業、そしてサービスの面において、国家が国内及び外国の投資を奨励することが明記され、特に工業と先進産業に重点を置いて国家経済を強化拡大することが述べられている。もう一つの重要点は、ラオス人民民主共和国において投資家の合法的な財産や資本が国家によって、没収されたり、国有化されたりしない旨、憲法が保障したことである。また、同時に、国家は、社会経済の発展に伴った人的資源の開発を優先している。改正憲法では、国内の社会事業に関して、第22条から第30条にわたって規定されているが、旧憲法ではわずか1条にまとめて述べられていたにすぎなかった。その詳細については、配布している改正憲法を御参照いただきたい。

「第3章 防衛と治安維持」に関して

この章は新たに加えられた章である。理由は、防衛と治安維持に関する将来の立法の根拠とするためである。また人民の国家に対する意識をより向上させ、強化するためであり、国家の防衛及び治安維持、独立、主権並びに国土の保全について、全国民及び全組織が義務を負うと規定された。

「第4章 国民の基本的権利と義務」に関して

この章の内容は旧憲法とあまり変わっていない。しかし、内容の明確化のため、条文を改正した。例えば、旧憲法では「不服を申し立て、公に訴える」とあいまいな文言であったが、国民の不服申立てが絶えることがないため、改正憲法第41条では、「訴訟を提起する権利」と明確な文言に改められた。

「第5～9章 国家機関」に関して

各組織の所在、役割及び権利と義務の修正がなされ、以前より明確になった事柄は下

記のとおりである。

● 国会

会の定義が修正された。旧憲法では国会は立法機関であると記されていたが、改正憲法では、国会は全民族人民の公益と主権の代表機関であり、国家権力を行使する機関でもあり、また立法機関でもあると定義されている。その他にも幾つかの権限を付与した。第53条第5項で、国会議長、副議長、委員会の選出及び罷免について規定し、同条第7項で、国家元首の発議による首相の任命・罷免に関する審議と承認、首相の発議による政府機関の組織、閣僚の任命、移動及び罷免に関して規定している。同条第8項では、国家元首の発議による最高人民裁判所長官及び人民最高検察院検事総長の選任または罷免について規定した。また、国会常務委員会についても、国会の常務機関であり、国会閉会中における国会の任務を代行する権限を有することが明確に規定されている。

● 国家元首

第7条第3項において、国家元首の幾つかの権限と任務が追加され、その任務がより明確に規定された。例えば、国会に対し、首相の任免に関する発議を行い、審議・承認を促すというものである。これに関連し、旧憲法では、国家元首が、閣僚の任免に関しても国会に発議し、審議・承認を促すことができるとされていた。また、改正憲法においては、最高人民裁判所副長官及び最高人民検察院副検事総長の選任または罷免についても、首相の任免と同様の扱いとされた。

● 政府

第70条第4項において、政府の任務が改正された。政府は、国会（閉会中は国会常務委員会）及び国家元首に対し、活動報告書を提出しなければならず、つまり行政機関に対する国会の監督権限が強化された。首相の発議による政府機関の組織、閣僚の任命、移動及び罷免についても規定された。また、国家元首及び閣僚任期は、国会議員のそれと同じとすると改正された。

● 地方行政

第75条において地方行政に関する改正がなされ、地方自治体は県、郡、村の3レベルから構成され、県レベルには県及び特別市があり、郡レベルは郡及びテーサバーン（政令指定都）があることが規定された。

第77条は、テーサバーンの首長について規定する。

● 人民裁判所及び人民検察院

人民裁判所制度に、控訴裁判所と特別市人民裁判所が新たに創設された。また、国会常務委員会は、必要に応じて特別裁判所を設置できる。旧憲法では、下級裁判所（県・

郡裁判所)は司法省の管轄下に置かれていたが、改正憲法第80条は、最高人民裁判所が全ての下級裁判所を統治することを定めた。

人民検察院制度においても、人民裁判所と同様に高等人民検察院と特別市検察院が創設された。

また、旧憲法では、国会常務委員会が最高人民裁判所副長官及び副検事総長を任免していたが、改正憲法では、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院検事総長の推薦により、国家元首が任免するとされた。

「10章 言語、文字、国章、国歌、建国記念日、通貨及び首都」に関して

旧憲法とほぼ同じであるが、2条が追加され、第93条で1975年12月2日をラオスの建国記念日とすることが定められ、第94条でキープを通貨とすることが規定された。

「11章 最終条項」に関して

内容は、旧憲法から引き継がれているが、2条が追加された。すなわち、第96条において憲法はラオス人民民主共和国の基本法であり、全ての法律は憲法に適合しなければならないと定められた。第98条では、改正憲法は、国家元首が元首令を公布した日にその効力をもつと規定している。

III 将来の展望

1. ラオスにおける憲法の役割と重要性は、既に述べてきたように、国家の基本となる法律であり、ラオスの法律が徐々に整備されていくための社会の様々な分野に関する法律の根拠となるものである。
2. 改正憲法に見合うように改正、採択されなければならない法律
憲法が改正されて以来、国会は、下記の法律を制定し、又は改正した。

- * 地方行政法
- * 国会法
- * ラオス内閣法
- * 土地法
- * 人民裁判所法
- * 人民検察院法

我々は、新しい法律の制定や既存の法律の改正に取り組み続けている。

2003年－2007年にかけて、新たに制定及び改正される法律

①新規に制定が予定されている法律(29)

- * ラオス人民軍組織法
- * 刑務所法
- * 国家公務員法

- * 司法警察員法
- * 監査法
- * 汚職防止法
- * 国有財産法
- * 商法（取引法）
- * 経済特別区法
- * 政府経済法
- * 民間航空運送法
- * 建設法
- * 水生動物－野生動物法
- * 郵便法
- * 国債法
- * 経済紛争仲裁法
- * 人民経済協力法
- * 知的財産法
- * 観光法
- * 国有財産法
- * 女性及び児童に関する法
- * 職業協会法
- * 退役軍人法
- * 麻薬法
- * 食料及び薬品法
- * 医療法
- * 弁護士法
- * 消費者保護法
- * 人民提言解決法

②改正が予定されている法律（12）

- * 国籍法
- * 民事訴訟法
- * 刑事訴訟法
- * 財産相続法
- * 国家防衛義務法
- * 租税法
- * 事業法
- * ラオス国立銀行法
- * 外国投資管理奨励法
- * 国内投資奨励法

- * 関税法
- * 契約履行担保法

◎ 2003－2004年に制定，改正が予定されている法律

①新規に制定が予定されている法律（6）

- * 裁判所判決執行法
- * 郵便法
- * 軍人法
- * 司法警察法
- * 食料及び薬品法

②改正が予定されている法律（4）

- * 民事訴訟法
- * 刑事訴訟法
- * 国内・外国投資法
- * その他の法律